



2025 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 新光電気工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 倉 嶋 進
コード番号 6967 東証プライム市場
問 合 せ 先 社長室長 清 野 貴 博
Tel (026) 283-1000 (代)

株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更の承認決議に関するお知らせ

当社は、2025 年 4 月 15 日付プレスリリース「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」（以下「2025 年 4 月 15 日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に、株式併合に関する議案並びに、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する議案を付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から 2025 年 6 月 5 日までの間、整理銘柄に指定された後、2025 年 6 月 6 日に上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第 1 号議案 株式併合の件

当社は、以下の内容の当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認をいただきました。なお、本株式併合の詳細は、2025 年 4 月 15 日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

- ① 併合する株式の種類
普通株式
- ② 併合比率
当社株式 22,519,495 株を 1 株に併合いたします。
- ③ 減少する発行済株式総数
135,116,966 株
- ④ 効力発生前における発行済株式総数
135,116,972 株

（注）効力発生前における発行済株式総数は、当社が 2025 年 1 月 31 日付で公表した「2025 年 3 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された 2024 年 12 月 31 日現在の当社の発行済株式総数（135,171,942 株）から、当社が 2025 年 4 月 15 日開催の取締役会において消却を決議し、2025 年 6 月 9 日付で消却される予定の 2025 年 4 月 10 日現在当社が所有する自己株式（54,970 株）を除いた株式数です。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数
6株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数
24株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる
金銭の額

(i) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、JICC-04株式会社（以下「公開買付者」といいます。）及び富士通株式会社（以下「富士通」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。以下同じとします。）に相当する当社株式を売却することによって得られる金銭を、株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。当該売却について、当社は、当社株式が2025年6月6日に上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられること、及び本株式併合が、当社の株主を公開買付者のみとすることを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものであり、かかる目的との関係では公開買付者が端数相当株式の買受人となるのが整合的であることを踏まえ、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者による、当社株式に対する公開買付けにおける買付け等の価格と同額である5,920円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(ii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称
JICC-04株式会社（公開買付者）

(iii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に係る資金については、本JICCファンド（JIC PEファンド1号投資事業有限責任組合（以下「JIC PEファンド1号」といいます。）、JIC PE共同投資ファンド1号投資事業有限責任組合（以下「JIC PE共同投資ファンド1号」といいます。）、並びに、JIC PEファンド1号、JIC PE共同投資ファンド1号及び八十二サステナビリティ1号投資事業有限責任組合（無限責任組合員：八十二インベストメント株式会社）が有限責任組合員として出資する八十二-JICC投資事業有限責任組合をいいます。）、大日本印刷株式会社及び三井化学株式会社からの出資並びに株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）、株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）、株式会社八十二銀行（以下「八十二銀行」といいます。）及び株式会社あおぞら銀行（以下「あおぞら銀行」といいます。）からの借入れにより賄うことを予定しているとのことです。

当社は、本取引の実行手続において、公開買付者が2025年2月18日に提出した公開買付届出書及びそれに添付された出資証明書並びに三菱UFJ銀行、三井住友銀行、八十二銀行及びあおぞら銀行からの借入れに関する融資確約書を確認することによって、公開買付者における資金確保の方法を確認して

おります。また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合计数に相当する当社株式の売却代金の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって、公開買付者による端数相当株式の売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

(iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2025年6月中旬頃を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合计数に相当する当社株式を公開買付者に売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動しますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2025年7月上旬頃から同月中旬頃を目途に当該当社株式を公開買付者に売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行った上で、2025年8月下旬頃から9月上旬頃を目途に、当該売却代金を株主の皆様へに交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する時間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合计数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

2. 第2号議案 定款一部変更の件

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該変更の内容の詳細は、2025年4月15日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、2025年6月10日に効力が発生する予定です。

- (1) 本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は24株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は6株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）、第9条（単元未満株式についての権利）及び第10条（単元未満株式の売渡請求）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (3) 本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決された場合、本株式併合の実施に伴って、当社の株式は上場廃止となるとともに当社の株主は公開買付者及び富士通のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第15条（定時株主総会の基準日）及び定款第17条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

3. 株式併合の日程

本臨時株主総会開催日	2025年5月20日（火）
整理銘柄指定日	2025年5月20日（火）
最終売買日	2025年6月5日（木）（予定）
上場廃止日	2025年6月6日（金）（予定）
本株式併合の効力発生日	2025年6月10日（火）（予定）

以 上